

東京大学法学部法科大学院進学プログラム履修規程

2019年7月18日 教授会決定

2021年12月2日 教授会決定

(法科大学院進学プログラムの設置等)

第1条 国民及び社会に貢献する高い志と強い責任感及び倫理観を持ち、高度の専門的な能力を有する優れた法曹を養成するため、法科大学院における教育との円滑な接続を図るためのプログラムとして、東京大学法学部に「法科大学院進学プログラム」を設ける。

2 東京大学法学部法科大学院進学プログラム（以下「法科大学院進学プログラム」という。）に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(登録資格)

第2条 法科大学院進学プログラムへの登録資格を有する者は、東京大学法学部に所属する学生とする。

(登録)

第3条 法科大学院進学プログラムに登録しようとする者は、3年次又は4年次の各 semester のいずれかの履修届出期間に、所定の様式により登録の届出をしなければならない。

(履修に関する修了要件)

第4条 法科大学院進学プログラムを修了するためには、東京大学学部通則第3条に定める在学年限内に、次の科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

(1) 以下の科目の全部

憲法 行政法第1部 行政法第2部 民法第1部 民法第2部 民法第3部 民法第4部
刑法第1部 刑法第2部 商法第1部 商法第2部 民事訴訟法第1部 刑事訴訟法

(2) 以下の科目より2単位以上

民法基礎演習 実定法分野の演習

2 前項(2)に定める実定法分野の演習は、法学部において開設される授業のうち、教授会の定めるところによる。

(追試験)

第5条 法科大学院進学プログラムの登録者のうち、その年度のA semester 末の定期試験の結果、当該年度3月に法科大学院進学プログラムを修了できなくなったものを対象として、本条に基づき、当該年度1月又は2月に追試験を実施する。

2 第1項の規定に基づく追試験を受験するためには、次のいずれにも該当しなければならない。

(1) 東京大学法学部規則（以下「法学部規則」という。）第10条に定める卒業の資格を満たす場合（追試験実施規則に基づき実施する追試験による取得単位をもって法学部規則第10条に定める卒業の資格を満たす場合を含む。）

(2) 前条第1項(1)に掲げる科目であって、次のいずれかに該当する科目がある場合

(イ) 受けた試験に合格することのできなかった科目

(ロ) 事故病気等の客観的事由により試験を受けることができなかったと認められる科目

(3) (2)に該当する科目が2科目以内であって、それらの科目の単位取得により、前条の修了要件を満たすこととなる場合

(4) 法科大学院進学プログラムの修了を条件として法科大学院への進学を許可された場合

3 第1項の規定に基づく追試験の受験は、2科目を上限とする。同じ semester に追試験実施規則に基づく追試験を受験する科目があるときは、同規則に基づく追試験の受験科目数と第1項の規定に基づく追試験の受験科目数とを合算して2科目以内とする。

4 第1項の規定に基づく追試験は、非常勤講師が担当した科目については原則として行わない。追試験時間割表発表の時期までに担当教員が欠けたときも、同様とする。

- 5 第1項の規定に基づく追試験は、法学部規則第10条の2に基づく卒業を予定する者については、第2項(2)(ロ)の科目に限って、行う。

(修了認定)

第6条 法科大学院進学プログラムの修了の認定は、教授会において、これを行う。

- 2 次に掲げる者は修了の認定を受けることができない。
- (1) 法学部規則第10条に定める卒業要件を満たさない者
 - (2) 登録の届出を行わなかった者
 - 3 修了を認定された者には、修了認定証を授与する。

附則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2021年4月1日以降に東京大学法学部に進学した者について、適用する。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。